

「高収益作物次期作支援交付金」の第4次公募について

【対象品目】

1月の緊急事態宣言発令の影響により、緊急事態宣言発令月から終了月の間（1月～3月。対象期間という。）に、市場取扱金額が、平年の2割以上減少した月のある品目（豊作により市場取扱金額が減少した品目は除く）

- 全国で対象となる品目（メロン、つまもの類（わさび、穂じそ等）、香酸カンキツ（すだち、かぼす、ゆず等）、切り花）
- 都道府県域で対象となる品目（都道府県ごとの市場取扱金額データに基づき品目を指定）

【支援対象者】

対象期間中における対象品目の売上げが、基準年の同時期より減少した生産者

- ※1 基準年：前々年もしくは平年
- ※2 収入保険の加入者は、収入保険の支払いとの重複を排除
- ※3 収入保険未加入者は、加入に向けて具体的な検討（共済組合との保険設計の相談等）を行うことを要件とする

【支援内容】

売上げが減少した品目の対象期間中の出荷面積を対象に、高収益作物の次期作に向けた取組を行った面積について、以下の単価により支援。

（支援単価） 基本単価	: 5万円/10a
施設栽培の花き等	: 80万円/10a
施設栽培の果樹	: 25万円/10a

※ ただし、支援額は、各生産者の減収額の8割まで

【公募時期】

5月を予定

（申請には1月～3月の減収額を確定する必要があることから、確定後に公募を実施。）